

燕市授産品新商品開発・販路開拓等支援事業

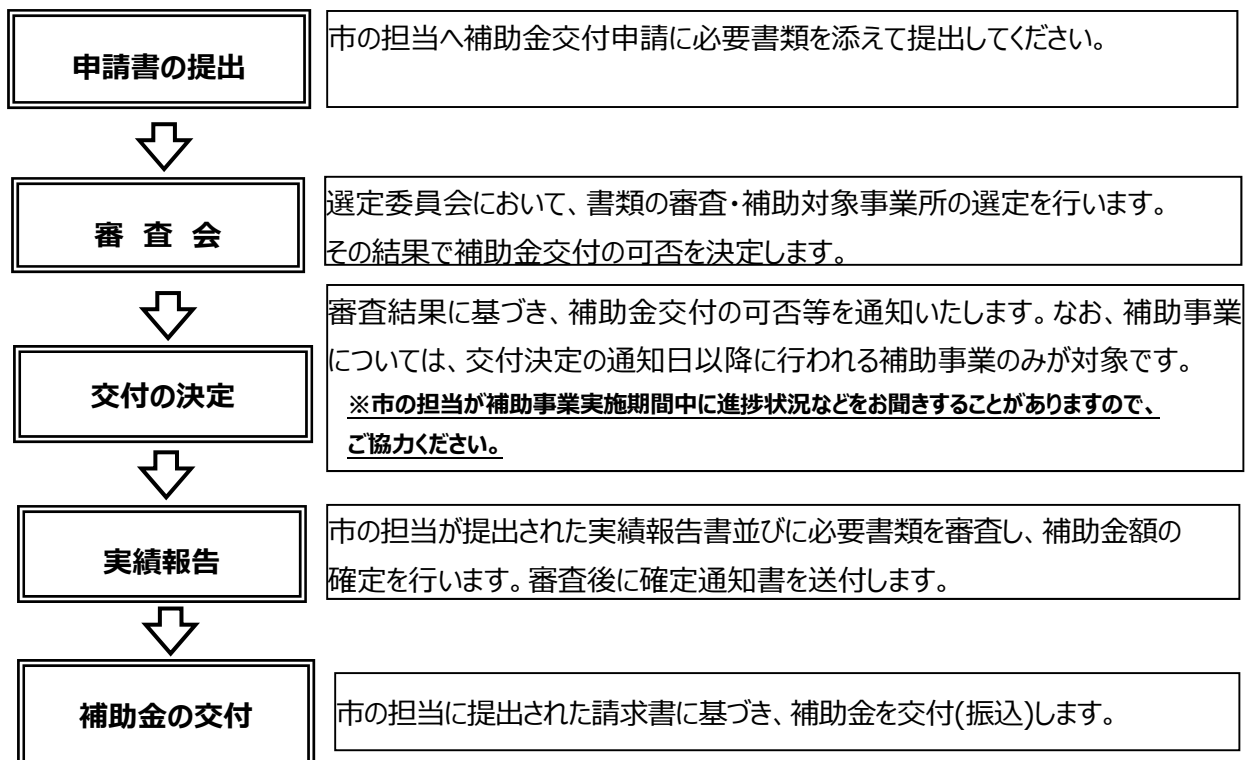
《 1. 事業の目的 》

授産品新商品開発・販路開拓等支援事業は、授産活動を行う障がい福祉サービス事業所が、売上拡大等の支援により工賃向上を図ることを目的として創設されたものです。

《 2. 補助対象事業の要件 》

・ 補 助 対 象 者	市内に所在する就労継続支援 A 型事業所又は就労継続支援 B 型事業所
・ 補 助 対 象 事 業	授産製品の売上拡大等の支援により工賃向上を図ることを目的とした商品開発・販路開拓等に係る事業
・ 補 助 対 象 経 費	委託料、需用費、備品購入費、旅費、報償費、使用料、賃借料その他工賃向上に資する経費 ※詳細は 2 ページの『補助対象経費一覧』をご覧ください。
・ 補 助 内 容	補助対象経費の 2 分の 1 以内の額（上限：50 万円）
・ 補 助 対 象 期 間	交付決定日から令和 7 年 2 月 28 日まで ※補助対象事業は申請年度内に完了してください。

《 3. 交付決定までの流れ 》



《 4. 補助対象経費一覧 》

経費については、交付決定日以降に発生（発注）したもので、事業期間中に終了（支出）したものが補助対象になります。

対象経費	適用範囲及び算定方法
委託料	試験、分析、デザイン、設計等を委託するために必要な経費 <u>※100万円を超える場合、3者以上の相見積もりが必要になります。</u>
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費等
備品購入費	備品や設備、事務用品などを購入する際にかかる経費 また、これらの備品の保守・メンテナンス費用、交換・補充費用 <u>※100万円を超える場合、3者以上の相見積もりが必要になります。</u> <u>※中古備品等の購入費も対象経費とします。ただし、中古市場において広く流通していない備品など、その価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費は、3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりの取得が必要です。</u>
旅費	事業遂行上、必要な情報収集等を行う場合の旅費。ただし、燕市職員旅費支給条例（平成18年燕市条例第55号）または燕市職員の外国旅行の旅費に関する条例（平成18年燕市条例第56号）に規定する鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料を上限とする。
報償費	社員などに対する給与、賞与、手当、退職金など人件費に関わる全ての費用
使用料	何らかのサービスや商品、設備などを一定期間利用することに対して発生する費用
賃借料	不動産や設備を借りた際の利用料金 家賃や事務所のレンタル料、機器のリース料
その他工賃向上に資する経費	売上拡大等の支援により工賃向上を図ることを目的として支出した経費 <u>※事前に社会福祉課と協議を行ってください。</u>

※消費税及び地方消費税相当額、銀行等への口座振込手数料は補助対象経費となりません。

※飲食などの経費については、すべて補助対象外とします。

《 ５．経費の支払いについて 》

補助対象経費の支払い方法については、**原則口座振込**（インターネットによる振り込みも可）とし、領収書などの支払い証拠書類を揃えることが可能な方法に限ります。

また、手形・小切手で支払った場合は、手形・小切手の耳、当座勘定照合表の写しを提出するものとし、振り出した手形等が**補助期間内にすべて支払が完了しているもののみ**が補助対象になります。

【※注意※】 以下の支払いは補助対象になりません。ご注意ください。

(1) 決定通知日以前に支払った経費すべて

(2) 消費税及び銀行等口座振込み手数料

(3) 資材購入時の送料において、資材購入とは別に請求されたもの（例：別途運送会社からの請求等）

(4) 他の取引と相殺して支払いが行われている場合

(5) 現金、クレジットカード、他社発行の手形や小切手（※回し手形等）により支払いが行われている場合

（現金払いに関する例外）

量販店等から資材等を緊急的に購入する場合、また、書店から資料としての図書を購入する場合等において、少額[1 万円未満]の理由から振込による決済が難しい場合のみ現金による支払を認めるものとします。その場合、実績報告時に領収書・レシートの写しの提出が必要です。また、旅費についても可能な限り振込払いとし、鉄道運賃等やむを得ない場合は認めるものとします。

(6) 国または県等から補助金の交付決定を受けている費用

・原則補助事業以外の支払いとの混在払いは避けてください。混在払いの場合は、補助事業支払い額と補助事業以外支払い額(請求書見え消し)で請求額と総支出額を確認する必要があります。

・経費支払状況表を経費区分ごとに作成し、実績報告時の添付資料として必ず根拠書類をご提出ください。その書類がない場合、補助対象経費として認められませんのでご注意ください。

・備品購入費・委託費において対象経費が **100 万円を超える場合、価格の妥当性を審査するため 3 者以上の相見積もりが必要**になります。なお、やむを得ない事情により相見積もりが取得できない場合は、**選定理由書**を記載ください。

《 6.申請方法について 》

申請書類については、以下の必要書類を郵送または市の担当窓口まで直接ご持参ください。

『燕市授産品新商品開発・販路開拓等事業補助金』

受付期間	令和6年9月2日（月）～9月30日（月）
提出書類	(1) 燕市授産品新商品開発・販路開拓等支援補助金交付申請書 （様式第1号） (2) 申請調書（別紙1） (3) 積算内訳書（別紙2） (4) 事業計画書（任意様式） (5) 事業収支計画表（任意様式） <u>※様式は燕市ホームページからダウンロードのうえ、ご利用ください。</u>

その他ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

燕市 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係

〒959-0295

燕市吉田西太田1934番地

TEL：0256-77-8172 FAX：0256-77-8106

E-Mail：shakaifukushi@city.tsubame.lg.jp